

# 一般廃棄物最終処分場維持管理計画

## 最終処分場に関する維持管理

最終処分場の維持管理に関しては「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」(以下、基準省令)に準じて、実施していく。

### 1. 運搬管理

埋立廃棄物の運搬及び搬入にあたっては、廃棄物の飛散及び流出しないように、荷台に覆いを被せる等の措置を講じる。

### 2. 搬入廃棄物管理

最終処分場に搬入される廃棄物については受入基準を設け、受入れ際に搬入物の監視を行っていくとともに、埋立物の種類及びその搬入量を測定し、記録していく。

埋立物受入基準

廃棄物の種類	受入基準
処理飛灰	<ul style="list-style-type: none"><li>・薬剤処理により溶出しないように化学的に安定した状態にし、固化すること。</li><li>・乾燥状態のものは適度に加湿すること。</li></ul>
溶融不適物	<ul style="list-style-type: none"><li>・最大径がおおむね 15cm 以下のもの。</li><li>・汚濁の原因となる有機物や水面に浮遊するものが付着していないこと。</li></ul>
選別残渣	<ul style="list-style-type: none"><li>・最大径がおおむね 15cm 以下のもの。</li><li>・汚濁の原因となる有機物や水面に浮遊するものが付着していないこと。</li><li>・中空の状態でないもの。</li></ul>

別表 埋立物溶出基準

項目	溶出基準
アルキル水銀	不検出
水銀またはその化合物	0.005 mg/L 以下
カドミウムまたはその化合物	0.3 mg/L 以下
鉛またはその化合物	0.3 mg/L 以下
六価クロム化合物	1.5 mg/L 以下
砒素またはその化合物	0.3 mg/L 以下
セレンまたはその化合物	0.3 mg/L 以下

### 3. 供用中の維持管理

#### ① 埋立地外への飛散・流出防止

埋立地外の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように、搬入車両は退場時に車輪の洗浄を行う等の措置講じる。

#### ② 悪臭の防止

本施設において埋立処分を伴う飛灰（溶融不適物を含む）、選別残渣は、有機成分を含まない上、処分場への受け入れ時に洗浄等の受入管理を徹底することから、悪臭の発生がないものと想定されるが、万が一発生した場合には、必要に応じて消臭剤の散布等の措置を講じる。

#### ③ 火災発生防止

火災の発生を防止するため、最終処分場内では火気使用の禁止を原則とともに、適所に消火設備を設置し、火災発生時の措置に備える。

#### ④ 衛生害虫獣の発生防止

本施設において埋立処分を伴う飛灰（溶融不適物を含む）、選別残渣は、有機成分を含まない上、処分場への受け入れ時に洗浄等の受入管理を徹底することから、衛生害虫の発生がないものと想定されるが、万が一発生した場合には、必要に応じて薬剤の散布等の措置を講じる。

#### ⑤ 囲いの点検・補修

場内は原則関係者以外の立ち入りを禁じる。日中は常駐の職員による監視を行い、安全管理に努め、定期的に囲いの点検及び必要に応じて補修し、囲いの維持に努める。

#### ⑥ 表示の保全・書替え

基準省令の規定により設ける立て札は入り口付近の見やすい箇所に設置し、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換え、立て札の維持に努める。

## ⑦ 浸出水処理設備の定期点検と排水の水質検査

浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常が認められた場合には速やかに必要な措置を講じる。また、放流水の水質検査を以下に示す項目及び頻度において測定し、かつ記録する。

また、水質検査の結果、排水基準に適合していないことが確認された場合は、速やかにその原因及び対策を検討し、必要な措置を講じる。

検査項目	頻度
排水基準に係る項目（別表2参照）	1年に1回以上
水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素含有量	1月に1回以上

## ⑧ 発生ガスの排除

本施設において埋立処分を伴う飛灰（溶融不適物を含む）、選別残渣は、有機成分を含まない上、処分場への受入れ時に洗浄等の受入管理を徹底することから、ガスは発生しないものと想定されるが、万が一発生した場合には、必要な措置を講じる。

## ⑨ 維持管理及び埋立物に関する記録と保存

埋め立てられた廃棄物の種類及びその搬入量、並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査及びその他の措置の記録を作成し、最終処分場の廃止までの間、保存する。

## 4. 埋立終了後の維持管理

### ① 最終処分場の維持

最終処分場が廃止されるまでは、基準省令に規定する技術上の基準を維持していくように、埋立地施設の維持管理に努める。

### ② 悪臭の発散防止

本施設において埋立処分を伴う飛灰（溶融不適物を含む）、選別残渣は、有機成分を含まない上、処分場への受け入れ時に洗浄等の受入管理を徹底することから、悪臭の発生がないものと想定されるが、万が一発生した場合には、必要に応じて消臭剤の散布等の措置を講じる。

### ③ 火災発生防止

最終処分場が廃止されるまでは、場内における火気使用の禁止を原則とともに、適所に設置された消防設備の維持管理に努め、火災発生時の措置に備える。

### ④ 衛生害虫獣の発生防止

本施設において埋立処分を伴う飛灰（溶融不適物を含む）、選別残渣は、有機成分を含まない上、処分場への受入れ時に洗浄等の受入管理を徹底することから、衛生害虫の発生がないものと想定されるが、万が一発生した場合には、必要に応じて薬剤の散布等の措置を講じる。

### ⑤ 周辺の水域水質の検査

最終処分場が廃止されるまでは、埋立地からの浸出液による最終処分場周辺の水域の水質への影響の有無を判断するため、施設周囲の2箇所以上の場所から採取した水の水質検査を以下に示す項目及び頻度において引き続き測定し、かつ記録する。

なお、基準省令の検査項目に掲げる基準に現に適合していないこと、また、適合しなくなるおそれがあることが認められないことを確認し、廃止の手続きを行う。

検査項目	頻度
基準省令検査項目（別表1参照）	6ヶ月に1回以上

## ⑥ 浸出液の水質検査

最終処分場が廃止されるまでは、埋立地からの浸出液（又は保有水）を採取し、水質の検査を以下に示す時期及び項目において測定・記録する。

なお、以下の検査項目及び頻度で2年以上にわたり行われた水質検査の結果、全ての検査項目について排水基準に適合していることを確認し、廃止の手続きを行う。

検査項目	頻 度
排水基準に係る項目（別表2参照）	6ヶ月に1回以上
水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、 化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素含有量	3ヶ月に1回以上

## ⑦ その他廃止の条件

### ・ガスの発生

埋立地からガスの発生がほとんど認められること、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないことを確認し、廃止の手続きを行う。

### ・埋立地の内部温度

埋立地の内部が周辺の地中の温度と比べて異常な高温になっていないことを確認し、廃止の手続きを行う。

### ・埋立面の覆い

埋立地の開口部は覆いにより開口部を閉鎖し、廃止する。

### ・その他

埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響が、その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないことを確認し、廃止する。

(別表1)

## 基準省令に基づく検査項目と基準値

項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	1 パルにつき 0.0005mg/L 以下
カドミウム	1 パルにつき 0.01mg/L 以下
鉛	1 パルにつき 0.01mg/L 以下
六価クロム	1 パルにつき 0.05 mg /L 以下
砒素	1 パルにつき 0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	1 パルにつき 0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	1 パルにつき 0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	1 パルにつき 0.02mg/L 以下
四塩化炭素	1 パルにつき 0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	1 パルにつき 0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	1 パルにつき 0.02mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1 パルにつき 0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 パルにつき 1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 パルにつき 0.006mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロパン	1 パルにつき 0.002mg/L 以下
チラウム	1 パルにつき 0.006mg/L 以下
シマジン	1 パルにつき 0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	1 パルにつき 0.02mg/L 以下
ベンゼン	1 パルにつき 0.01mg/L 以下
セレン	1 パルにつき 0.01mg/L 以下

出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和 52 年 3 月 総・厚令 1 号）

参考：「管理型廃棄物埋立護岸 設計・施工・管理マニュアル」  
 （財）港湾空間高度化センター、港湾・海域環境研究所

(別表2)

## 最終処分場における放流基準(排水基準値)

有害物質の種類	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1㍑につき水銀0.005 mg以下
カドミウム及びその化合物	1㍑につきカドミウム0.1mg以下
鉛及びその化合物	1㍑につき鉛0.1mg以下
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1㍑につき1mg以下
六価クロム化合物	1㍑につき六価クロム0.5mg以下
砒素及びその化合物	1㍑につき砒素0.1mg以下
シアン化合物	1㍑につきシアン1mg以下
ポリ塩化ビフェニル	1㍑につき0.003 mg以下
トリクロロエチレン	1㍑につき0.3mg以下
テトラクロロエチレン	1㍑につき0.1mg以下
ジクロロメタン	1㍑につき0.2mg以下
四塩化炭素	1㍑につき0.02 mg以下
1,2-ジクロロエタン	1㍑につき0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン	1㍑につき0.2mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	1㍑につき0.4mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	1㍑につき3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	1㍑につき0.06mg以下
1,3-ジクロロプロパン	1㍑につき0.02mg以下
チウラム	1㍑につき0.06mg以下
シマジン	1㍑につき0.03mg以下
チオベンカルブ	1㍑につき0.2mg以下
ベンゼン	1㍑につき0.1mg以下
セレン及びその化合物	1㍑につきセレン0.1mg以下
ほう素及びその化合物	海域に排出されるもの1㍑につきほう素230mg以下
ふつ素及びその化合物	海域に排出されるもの1㍑につきふつ素15mg以下
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1㍑につきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg以下
水素イオン濃度(pH)	6.5以上8.5以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	1㍑につき30mg以下(日間平均20mg以下)
化学的酸素要求量(COD)	1㍑につき30mg以下(日間平均20mg以下)
浮遊物質量(SS)	1㍑につき10mg以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	1㍑につき5mg以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	1㍑につき30mg以下
フェノール類含有量	1㍑につき5mg以下
銅含有量	1㍑につき3mg以下
亜鉛含有量	1㍑につき5mg以下
溶解性鉄含有量	1㍑につき10mg以下
溶解性マンガン含有量	1㍑につき10mg以下
クロム含有量	1㍑につき2mg以下
大腸菌群数	1cm <sup>3</sup> につき日間平均3,000個以下
窒素含有量	1㍑につき120mg以下(日間平均60mg以下)
燐含有量	1㍑につき16mg以下(日間平均8mg以下)
ダイオキシン類	1㍑につき10pg-TEQ以下

参考:「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」(昭和52年3月 総・厚令1号)

参考:水質汚濁防止法に基づく、「排水基準を定める省令」(昭和46年3月 総令35号)および県条例における上乗せ排水基準

参考:「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令」(H12.4 総・厚第2号)